

新型コロナウイルス感染症関連施策一覧 【融資・一般事業者】 P.1 ※最新の情報を実施機関のホームページ等で確認下さい。

実施機関	小笠原村	東京都	
制度名	小笠原村緊急一時貸付金	新型コロナウイルス感染症対応緊急借換 ※既存の保証付き債務の借入期間の延長	危機対応融資 ※売上が激減した場合の事業資金の調達
要件	<p>国へ申請の「雇用調整助成金」が振り込まれるまで、申請した助成金相当額を緊急的に一時貸付ける制度です。</p> <p>【申請できる事業者】</p> <p>1) 雇用調整助成金の申請済みの事業者 2) 村税等の村に対する債務を完納している事業者</p>	<p>【融資対象】</p> <p>次の要件を満たす中小企業者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けていること。</li> <li>・最近3か月の売上又は今後3か月の売上見込みが令和元年12月以前の直近同期比で5%以上減少していること。</li> <li>・東京信用保証協会の保証付融資を利用していること。</li> <li>・事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。</li> </ul>	<p>【融資対象】</p> <p>次のいずれにも該当し、国の「危機関連保証に係る区市町村長の認定」を受けた中小企業者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受けていること。</li> <li>・最近1か月間の売上が前年同月比で15%以上減少、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上が全円同期比で15%以上減少することが見込まれること。</li> </ul>
貸付金額	事業者が国に申請した雇用調整助成金の額。	2億8,000万（無担保8,000万）	2億8,000万（無担保8,000万）
資金使途	運転資金	運転資金	運転資金・設備資金
貸付期間	一時貸付金を受領した日の翌日から起算して3か月以内。	10年以内（据置2年以内）	10年以内（据置2年以内）
金利	無利子	1.7~2.2%以内（責任共有制度対象外の場合は1.5%~2.0%以内）	1.5~2.0%以内
利子補給	なし	融資実行後3年間	融資実行後3年間
担保	なし	この融資の保証を含めて保証合計残高が、8,000万円以下の場合は原則として無担保とします。	この融資の保証を含めて保証合計残高が、8,000万円以下の場合は原則として無担保とします。
保証料補助	なし	都が全額補助（借換対象融資の元金返済が1年以上継続して行われていない場合は3分の2を補助）	都が全額補助

問合せ先	総務課企画政策室 04998-2-3111 母島支所庶務係 04998-3-2111	(融資の申込) 産業労働局金融部金融課 03-5320-4877 都内金融機関（小笠原村：七島信用組合） (パンフレット配布) 小笠原支庁産業課 04998-2-2122	(融資の申込) 産業労働局金融部金融課 03-5320-4877 都内金融機関（小笠原村：七島信用組合） (パンフレット配布) 小笠原支庁産業課 04998-2-2122
詳細 URL	<a href="https://www.vill.ogasawara.tokyo.jp/panel_top_urgentnotice/siennkinnitijikasitukekinn.html/19639/">https://www.vill.ogasawara.tokyo.jp/panel_top_urgentnotice/siennkinnitijikasitukekinn.html/19639/</a>	<a href="https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/">https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/</a>	<a href="https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/">https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/</a>

新型コロナウイルス感染症関連施策一覧 【融資・一般業者】 P.2 ※最新の情報を実施機関のホームページ等で確認下さい。

実施機関	東京都	日本政策金融公庫	
制度名	新型コロナウイルス感染症対応緊急融資 ※当面必要となる様々な事業資金の調達	新型コロナウイルス感染症特別貸付	経営環境変化対応資金資金 (セーフティネット貸付) ※要件緩和
要件	<p>【融資対象】</p> <p>次の要件を満たす中小企業者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けていること。</li> <li>・「最近3か月の売上実績」又は「今後3か月の売上見込み」が令和元年12月以前の直近同期比で5%以上減少していること。</li> </ul>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、次の①または②のいずれかに該当する方</p> <p>①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方</p> <p>②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方</p> <p>a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高</p> <p>b 令和元年12月の売上高</p> <p>c 令和元年10月～12月の売上高平均額</p> <p>※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性</p>	<p>社会的、経済的環境の変化など外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化を来しているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる中小企業者</p> <p>【要件緩和】「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も対象</p>

		的な説明でも柔軟に対応。	
貸付金額	2億8,000万（無担保8,000万）	中小事業：3億円(別枠) 国民事業：6,000万円(別枠)	中小事業：7億2,000万円 国民事業：4,800万円
資金使途	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金
貸付期間	運転資金: 10年以内（据置2年以内） 設備資金: 15年以内（据置3年以内）	運転資金 15年以内（据置5年以内） 設備資金 20年以内（据置5年以内）	運転資金 8年以内（据置3年以内） 設備資金 15年以内（据置4年以内）
金利	1.7~2.4%以内（責任共有制度対象外の場合は1.5%~2.2%以内）	中小企業事業：当初3年間 0.21% 4年目以降 1.11% 国民生活事業：当初3年間 0.46% 4年目以降 1.36% ※利下げ限度額（中小1億円、国民3,000万）	中小企業事業：1.1% 国民生活事業：1.91% ※貸付期間・担保の有無等により変動
利子補給	融資実行後3年間	※特別利子補給制度が検討されています。	なし
担保	この融資の保証を含めて保証合計残高が、8,000万円以下の場合は原則として無担保とします。	無担保	応相談
保証料補助	都が全額補助	なし	なし
問合せ先	（融資の申込） 産業労働局金融部金融課 03-5320-4877 都内金融機関（小笠原：七島信用組合） （パンフレット配布） 小笠原支庁産業04998-2-2122	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505
詳細 URL	<a href="https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/">https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/</a>	<a href="https://www.jfc.go.jp/">https://www.jfc.go.jp/</a>	<a href="https://www.jfc.go.jp/">https://www.jfc.go.jp/</a>

新型コロナウイルス感染症関連施策一覧 【融資・中小企業従業員】 P.3 ※最新の情報を実施機関のホームページ等で確認下さい。

実施機関	日本政策金融公庫	中央労働金庫
制度名	小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資） ※5/13追加 （新型コロナウイルス感染症特例措置）	中小企業従業員融資 ※5/12追加 （新型コロナウイルス感染症緊急対策）
要件	<p>【概要】</p> <p>小規模事業者経営改善資金融資（通称:マル経/2,000万円）は、商工会等の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠 1,000 万円の範囲内で、要件を緩和した特例措置の融資です。</p> <p>【対象者】</p> <p>最近 1 ヶ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して 5% 以上減少している小規模事業者。</p>	<p>【概要】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による休業での収入減などに対し、<u>中小企業にお勤めの方</u>の生活の安定を図るため、実質無利子の融資を行います。</p> <p>なお、<u>個人事業主の方は本制度の対象となりません。</u></p> <p>【対象者】</p> <p>下記の要件のすべてを満たす方が対象です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>お勤め先の会社等が次のいずれかに該当している方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・小売業：資本金・出資金 5,000 万円以下、または 従業員数 50 人以下</li> <li>・サービス業：資本金・出資金 5,000 万円以下、または従業員数 100 人以下</li> <li>・卸売業：資本金・出資金 1 億円以下、または従業員数 100 人以下</li> <li>・上記以外の業種：資本金・出資金 3 億円以下、または従業員数 500 人以下</li> </ul> </li> <li>現在の勤務先に 6 か月以上勤務し、現住所に 3 か月以上居住している方であって、勤務先、現住所のどちらかが東京都内にあること</li> <li>年間収入(税込)が 800 万円以下の方</li> <li>住民税の滞納がない方</li> <li>借入金の使途が生活の安定のためであって、返済の見込みのある方</li> </ol>

貸付金額	通常融資 + 別枠1,000万円	融資限度額：100万円
資金使途	運転資金・設備資金	生活資金
貸付期間	運転資金: 3年以内 設備資金: 4年以内	5年以内 ※元利均等月賦返済
金利	経営改善率 1.21% (令和2年5月1日時点) より当初3年間、 ▲0.9%引下げ。	1.8%
利子補給	なし	東京都が全額負担
担保	無担保	なし
保証料 補助	なし	一般社団法人日本労働者信用基金協会が保証しますので、連帯保証人は原則として不要 (保証料は東京都が全額負担)
問合せ先	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505	中央労働金庫田町支店 03-3452-7411 (平日9:00~17:00) <u>※必要な書類等を送ってくれます。</u>
詳細 URL	<a href="https://www.jfc.go.jp/">https://www.jfc.go.jp/</a>	<a href="https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/yushi/">https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/yushi/</a>